

—特別委員会・職域別部会委員会活動報告（Ⅲ）—
（マイクロチップ普及推進検討委員会）

改正動物愛護管理法に基づく販売用犬猫へのマイクロ
チップ装着・登録の義務化に向けた対応と今後の課題

鳥海 弘[†]（(公社)日本獣医師会理事・マイクロチップ普及推進検討委員会
委員長, (公社)神奈川県獣医師会会長）



1 はじめに

令和元年6月に成立、公布された動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）等の一部を改正する法律により動物愛護管理法が改正され、販売の用に供せられる犬猫へのマイクロチップの装着・登録が義務

付けられた。令和4年6月1日の同法の施行にあたり、日本獣医師会は令和3年6月15日付けにより環境大臣指定登録機関に指定された。これにより本会は動物愛護管理法に基づく国内唯一のマイクロチップ情報登録機関としての役割を果たすこととなる。

本会では、環境省の指導を受けながら法施行に向けた準備を進めているが、新たな制度の構築にあたりさまざまな課題も残されている。本稿では、本会に設置されたマイクロチップ普及推進検討委員会が取りまとめた報告書をもとに、この度の販売用犬猫へのマイクロチップ装着・登録の義務化に至る経緯を振り返りつつ、今後に向けた課題を整理してみた。

2 マイクロチップ普及推進検討委員会の設置の経緯と改正動物愛護管理法の成立

マイクロチップについては、前回の法改正である平成24年に施行された動物愛護管理法の附則において、販売の用に供せられる犬猫に装着の義務化を検討することが明記された。同法は施行5年後をめどに改正を検討されることとなっていたことから、本会は特に重要な個別課題を検討する特別委員会として、平成27年度に「マイクロチップ普及推進特別委員会」（酒井健夫委員長）を設置し、平成29年に「マイクロチップの更なる普及推進に向けて」を取りまとめた。

この検討を引き継ぎ、動物愛護管理法改正に向けた対応方針及び要請事項を取りまとめることを主目的として、平成29年7月に「動物飼育環境整備推進特別委員会」の課題別委員会として設置されたのが「マイクロチップ普及推進検討委員会」である。

平成30年には、自由民主党どうぶつ愛護議員連盟のマイクロチップ・プロジェクトチーム（PT）において、義務化に向けた検討が本格的に始まった。同年5月8日に衆議院第二議員会館で開催されたPTには、北村直人日本獣医師連盟委員長と共に本委員会から私が出席し、PTが作成した「マイクロチップ装着・情報登録制度の骨子について（案）」及び、日本獣医師会が当日提出した、「『マイクロチップ装着・情報登録制度の骨子について（案）』（自由民主党どうぶつ愛護議員連盟マイクロチップ・プロジェクトチーム）への対応についての考え方」を基に、項目ごとに内容を確認しながら要請を行った。

その後、自由民主党どうぶつ愛護議員連盟等において検討・調整作業が続けられた結果、令和元年5月31日の衆議院環境委員会で「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案」が委員会提出法律案として決議され、6月6日に衆議院本会議、6月11日に参議院環境委員会での審議を経て、6月12日の参議院本会議で可決されたことにより改正法が成立し、6月19日に公布された。

3 マイクロチップ登録事業に関するこれまでの取組

(1) マイクロチップ登録事業の開始

ア 厚生省(当時)「犬の登録に関する検討会」の開催
本会が初めてマイクロチップに係ることになったのは、平成6年7月8日に厚生省の諮問機関として設置された「犬の登録に関する検討会」であった。厚生省は、当時犬の登録を毎年から生涯1回に変更

[†] 連絡責任者：鳥海 弘（(公社)神奈川県獣医師会）

〒251-0024 藤沢市鵠沼橋1-16-14

☎ 0466-86-5077 FAX 0466-86-5078

E-mail : kva@kanagawavet.or.jp

するとともに、鑑札に代えて、マイクロチップによる個体識別を提案した。しかし、マイクロチップは社会的にほとんど認知されておらず、動物の体内に異物を挿入するという点に対して飼育者のみならず獣医師からも抵抗感が強く、直後の9月30日に開催された本会臨時総会において、「マイクロチップについては、安全性等の未確認、飼育者の心情等に照らし、時期尚早」という結論に至った。

イ 「マイクロチップに関する検討会」の設置（基本5原則）

マイクロチップに対する社会的関心が高まったのは、平成7年1月17日に生じた阪神淡路大震災の際、迷い犬迷い猫の飼育者探しに苦慮した経験によるものであった。そこで平成7年3月7日開催の小動物部会において、マイクロチップを初めて議題として取り上げ、専門の検討委員会である「マイクロチップに関する検討会」を設置して協議を開始した。委員会では、検討結果として「マイクロチップに関する基本5原則」を取りまとめた。

「マイクロチップに関する基本5原則 （平成8年6月25日第53回通常総会承認）」

- ① 日本国内でのマイクロチップの利用は、原則として国際標準化機構（ISO）が定める規格を使用すること。
- ② マイクロチップを動物の体内に埋め込むことは、獣医師が行う獣医療行為そのものであること。
- ③ 小動物獣医療分野へのマイクロチップの利用は、内外の科学的資料等から基本的な安全性・有効性は確保されていると理解されること。
- ④ マイクロチップ（インジェクターを含む）及びリーダー（読み取り機器）並びにそのデータ管理は、日本獣医師会のもとに一本化することが望ましく、そのため、関係省庁等との連携体制を整備しておく必要があること。
- ⑤ 将来における犬の登録制度へのマイクロチップの利用に関しては、今後のマイクロチップの普及状態並びに市民社会の反応等を見たいうで検討すること。

ウ 「マイクロチップを活用した動物個体登録事業」の開始

平成8年11月27日この5原則に則り具体的な事業実施に向けた検討を行うため、「マイクロチップに関する研究会」（鈴木一則座長）を設置し、検討を行った。その結果、事業の対象は産業動物を除き家庭動物とすること、目的は動物愛護の観点での

個体識別であること、マイクロチップ及びリーダーはISO規格の製品かつ国内で販売許可を得ていること、その条件を満たせばメーカーを問わず日本獣医師会が登録すること、コード体系は農林水産省が進めている国内統一コード管理体系に準拠することなど、事業の根幹をなす要素について取りまとめられた。

同報告では、本会とは別に製薬会社がマイクロチップ事業に参画し、データベースの運営を開始していたが、本会とは（株）安田システムサービスへ一括してデータベースの制作と管理を委託することとされ、平成9年6月25日の第54回通常総会で承認された。これを受けて平成9年11月28日に開催された第3回理事会にて「動物登録事業実施規程」が制定された。また本規程に基づき、「動物登録事業運営委員会」が設置され、飼育者から徴収する登録料の額など運営上必要な事項について検討し、平成10年1月26日付9日獣発第160号「マイクロチップを活用した動物登録事業の開始について」として地方獣医師会に周知し、本事業に対する理解と協力を要請した。

(2) AIPOの設立

ア 「動物ID普及推進会議（AIPO）」の設立

登録事業開始3年間は年間100頭程度の登録数であり、また当時リーダーを保有して読み取り体制を整えていたのは2県と、ごく一部の動物病院のみであった。飼育者のマイクロチップに対する認知度も低かったが、動物病院での獣医師への利益導入と誤解される懸念もあり、普及啓発がスムーズに進まなかった。そこで、マイクロチップの普及は動物愛護団体が実施すべきであるという考え方から、日本獣医師会が動物愛護関係団体に協力を要請し、平成13年3月14日、動物愛護4団体（日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会、日本動物保護管理協会）による全国動物愛護推進協議会が発足した。そして平成14年12月20日、日本獣医師会とこの全国動物愛護推進協議会により「動物ID普及推進会議（AIPO：Animal ID Promotion Organization）」（中川志郎幹事長）を設立するとともに、「動物ID普及推進事業運営規程」を策定した。併せて、事務局を「日本動物保護管理協会」（鈴木一則会長）におき、システム事業は同協会がAIPOの事務局として「動物ID情報管理システム事業実施要領」を定め継承することとなった。

イ 「動物ID情報データベースシステム」の完成

AIPOは、マイクロチップが災害時の動物保護に大きな役割を果たすことから、緊急災害時動物救援

本部に対して協力を依頼する一方、平成15年7月、「動物ID情報データベースシステム」が完成し、インターネットによる24時間の飼育者情報の提供を開始した。

一方、東京都は、AIPO及び東京都獣医師会の要望を受け、平成15年5月29日付けで「マイクロチップによる個体識別に関する取扱い」を通知した。これにより福岡県、静岡県に加え、東京都でも行政と獣医師会の協力によるマイクロチップの普及体制が整備されることとなり、全国的な取組みが大きく前進した。

(3) 動物愛護管理法改正（平成17年）の影響

ア 各種法律及び規則の改正

平成16年11月6日に「犬等の輸出入検疫規則」に係る農林水産省告示第1819号が施行され、EU加盟国間のペットの移動時における装着義務付けとほぼ同時に日本の動物検疫にマイクロチップが導入されて実質的な義務付けとなった。

また、同年公布された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」及びその施行規則並びに同法告示において、飼養される外来生物へのマイクロチップの装着が義務化された。

平成17年6月22日公布の改正動物愛護管理法においては、動物の所有者を明らかにするための措置の具体的内容を環境大臣が定めることが明示され、その具体的な方法については後述する告示にて定められることとなった。

また同法に係る平成18年1月20日付け環境省告示第22号「特定動物の飼養又は保管の方法の細目」において、飼養される特定動物（危険動物）へのマイクロチップの装着が義務付けられた。

イ データベースの一元化

平成18年1月23日付け環境省告示第23号「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について」では、マイクロチップ等により所有明示を行う場合の記号は、統一的で一意性が確保され照会に対し連絡できる体制が公的な性格を有する全国規模の団体により整備されることが明示された。

この告示に伴い、AIPO自体は任意団体であるため、平成18年4月24日のAIPO幹事会において、AIPO事務局である日本動物保護管理協会が公益法人としてデータ管理を行うこと、AIPOはマイクロチップの普及啓発を行うこととして整理された。

一方、独自にデータベースを管理する製薬会社も民間組織であったため、日本動物保護管理協会は、平成18年5月1日に製薬会社と「マイクロチップ

データベース統合に関する合意書」を締結し、製薬会社の登録データを統合して、公的団体として全国一元管理することとした。なお年度末の累計登録件数は、62,799件であった。

ウ ISO規格動物用電子タグ協議会の設立

平成17年6月24日、AIPOと日本獣医師会を含む、動物用電子タグに係るユーザー、メーカー、学識等関係者により、国内で動物に使用する電子タグのコード体系を総体的に設定することを目的とした「ISO規格動物用電子タグ協議会」が、畜産技術協会を事務局として設立された。同時にコード体系を定めたISO規格動物用電子タグ協議会会則が制定された。

その結果、国内で販売されるマイクロチップのコード体系が、この協議会の管理の下、全て統一されることとなった。

マイクロチップが確実な個体識別措置として機能するためには、その安全性と個体識別番号の唯一性が確実に担保される必要があった。ISO11784（識別コード情報内容、番号の唯一性を規定）では、各国の責任において15桁のコード番号のうちISO国コード（日本は392）に続く12桁の国内識別コードの使用方法を定めることとされている。

ISO規格動物用電子タグ協議会は、動物用電子タグのISO国内審議団体である(公社)畜産技術協会を事務局として、コード体系の策定やコード番号の割当を行っている。

現在、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「薬機法」という。）では、獣医師が自らの診断、治療及び予防の目的で自ら使用する場合、または動物の所有者が自己所有の動物に使用する場合には、動物用医薬品等を個人輸入することが可能である。この個人輸入されたマイクロチップについては、マイクロチップ番号も自由にオーダーできるとともに、本協議会はもとより国内では確認体制が整っていない。本協議会では、「国コード」及び「動物コード（愛玩動物は14）」に続く2桁を業者コードに充てているが、割当可能な100のコードのうち現時点で既に13のコードが発行され、今後発行できるコード数には限りがあることを認識する必要があった。

このような状況の中、国内で流通するマイクロチップのコード体系の統一に向けて整備を図り、マイクロチップの互換性、動物の身体への安全性及び番号の唯一性を担保する必要がある。本協議会の下では、業者コードの割当に当たり、製品がISO11784・11785（半導体メモリーデータの近距離通信方法を規定）に準拠するとともに、薬機法に基づく承認を

資料1 ISO規格動物用電子タグ協議会におけるコード管理（ISO011784/011785準拠）

国内コード	動物コード (2桁)	区分	動物コード 管理者	管理者と なった 年月日	関連 法令等	電子タグを装 着した動物の データベース の管理者	業 者 コード (2桁)	業者コード取得者 (メーカー・代理店)	業者コード 取得年月日
	10	牛	御家畜改良センター	H17.6.24			—	—	
	11	馬	(公財) ジャパン・スタッドブック・インターナショナル ----- (公社)日本馬事協会	H17.6.24		(公財) ジャパン・スタッドブック・インターナショナル ----- (公社)日本馬事協会	80	DSファーマアニマルヘルス(株) (旧大日本住友製薬)	H20.7.24
	12	豚	(一社)日本養豚協会	H20.5.30		(一社)日本養豚協会	70	(株)ダーウィン	H20.7.11
392 日本	14	愛がん 動物、 伴侶動 物	(公社)日本獣医師会	H9.11.21	動物愛護 管理法 環境省告 示第22、 23号	(公社)日本獣医師会	80	DSファーマアニマルヘルス(株) (旧大日本住友製薬)	H9.11.21
							81	DSファーマアニマルヘルス(株) (旧大日本住友製薬)	H22.7.13
							10	富士平工業(株)	H9.11.21
							50	サージミヤワキ(株)	H18.11.17
							30	(株)共立商会	H9.11.21
							40	日本マイクロチップネットワーク(株)	H27.11.27
							20	日本マイクロチップ技術開発(株)	H23.1.7
							60	共立製薬(株)	H25.1.10
							90	日特エンジニアリング(株)	H26.11.26
							99	ワールドネットワーク(株)	H27.5.27
							70	バイオリサーチセンター(株)	H28.7.13
							15	(株)日立ハイテクマテリアルズ	H28.8.8
							11	(株)コスミックエムイー	H30.5.2
									特定動物
		特定外 来生物			外来生物 法			環境省外来生 物対策室	

受けたものであることをもって、ISO規格への準拠や生体への安全性を確認し、番号を割り当てることとしている。このような条件を担保するため、ISO規格動物用電子タグ協議会会則では、電子タグの定義として「動物の個体識別用電子タグのうち、ISO11784及びISO11785に準じた。ただし、生体に埋め込むマイクロチップについては、原則として『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』に基づく承認を受けた動物用医療機器であること。」と規定されている。また、付帯事項の申し合わせとして、「ユーザー又はメーカーが新たな業者コードを取得したい場合は、その理由と希望するコード番号について、取扱いを行う製品が会則第3条(1)に準拠した電子タグであることを証する書類を添えて、当該動物コード登録業務等実施団体に申し込むものとする。」とされている。

このように、ISO規格動物用電子タグ協議会は、マイクロチップ登録情報管理体制の全国一元化を図るとともに、動物愛護管理法に基づく犬・猫へのマイクロチップ装着・登録業務の適正かつ円滑な運用、マイクロチップ関連企業等によるマイクロチップの改良等(マイクロチップ本体の基準については、環境省令により規定される予定)の役割が期待されている。

なお、本会は、ISO規格動物用電子タグ協議会において、愛玩動物コード(14)及びマイクロチップ業者コード(2桁)の管理者及びデータベースの管理者とされている(資料1)。

エ 動物取扱業がマイクロチップ装着動物の販売開始
改正動物愛護管理法が施行された平成18年頃から、ペットショップでマイクロチップが装着された犬猫が販売されるようになると、飼育者の手続きの不備等から、マイクロチップは装着されているが、登録が

されていないという事例が問題視されるようになった。

そのような中、平成18年4月日本動物保護管理協会とペットショップが購入者の代理でマイクロチップの登録申請をする契約を締結した。このようなペットショップの登録代行の契約は翌年以降も増え続け（令和4年現在16社）、また、データ入力による申請としたことで円滑で確実な登録がなされ、マイクロチップの登録数は飛躍的に増加した。

平成24年には、製薬会社がペットショップの依頼を受けて、ペットオークションの会場で、社員獣医師によるマイクロチップの装着を行う事業を開始した。

(4) 日本動物保護管理協会の日本獣医師会への吸収合併と公益目的事業化

ア 日本動物保護管理協会の吸収合併

平成18年に成立した「公益法人制度改革関連三法案」により、社団法人及び財団法人は平成18年12月1日の施行日から5年以内に、公益法人への移行認定申請をするか、もしくは一般法人への移行認可申請をするか、いずれかへの選択を迫られることになった。これを受け、日本獣医師会から事務所を貸与され、職員の出向を受けていた日本動物保護管理協会（藏内勇夫会長）は将来的な公益認定申請を行うことが難しいとの結論に至り、日本獣医師会と合併することとなった。これにより、動物ID情報管理システム実施事業の事務は日本獣医師会に引き継がれることとなった。

イ 「動物適正管理個体登録等推進事業」の整理

平成22年4月1日、本事業は日本獣医師会において「動物適正管理個体識別登録等推進事業」として継承されることとなり、「動物適正管理個体識別登録等推進事業実施要領」及び「動物適正管理個体識別登録等推進事業実施要領細則」が策定された。

平成24年4月1日には、社団法人日本獣医師会は公益認定を受け、本事業は公益社団法人日本獣医師会の公益事業の中に位置づけられて事業運営されることとなった。

(5) マイクロチップの普及に向けたさまざまな取組み

ア データベースシステムの整備充実

平成15年に「動物ID情報データベースシステム」を開発し、インターネットによる24時間の飼育者情報の提供を行ってきたが、平成14年度末には2,144件だった登録数も平成23年度末には602,405件と運用開始後の10年間で300倍近くになったため、サーバーを増設し、負荷の分散と可用性の向上に努めた。また、平成24年9月3日、登録数を各項目で集計する機能などを新システムとして開発し、推計

上は10億件程度の登録が可能となり、大量のデータをよりスムーズに管理する機能が備わった。

さらに平成30年8月のプライバシーマークの取得に併せて個人情報保護の観点からのセキュリティの向上を図り、新システムでの運用を開始した。

イ マイクロチップ及びリーダーの配布

マイクロチップの登録制度が機能するためには、マイクロチップの読み取り体制が整備されることが前提である。本会は、令和2年度までに行政機関及び地方獣医師会に対して、合計1,064台のマイクロチップリーダーの配布を行った。

また、本会はマイクロチップも同年までに22,460本を地方獣医師会に配布しており、地方獣医師会のマイクロチップ普及推進事業を支援してきた。

ウ 自治体との連携

平成18年1月23日付け環境省告示第23号「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について」においては、関係行政機関等の責務として、マイクロチップの読み取り体制の整備を図ることが明示された。行政機関が登録情報を検索する場合には、「動物ID情報データベースシステム」にアクセスするためのID及びパスワードが必要であり、この告示以降、発行申請件数が徐々に増加し、平成25年4月13日には全ての都道府県に対しID及びパスワードを発行した。また令和3年12月現在、95%の政令市、95%の中核市にも同様に発行済みであり、行政機関の読み取り体制は全国的にはほぼ整った。

エ 登録数返還数等

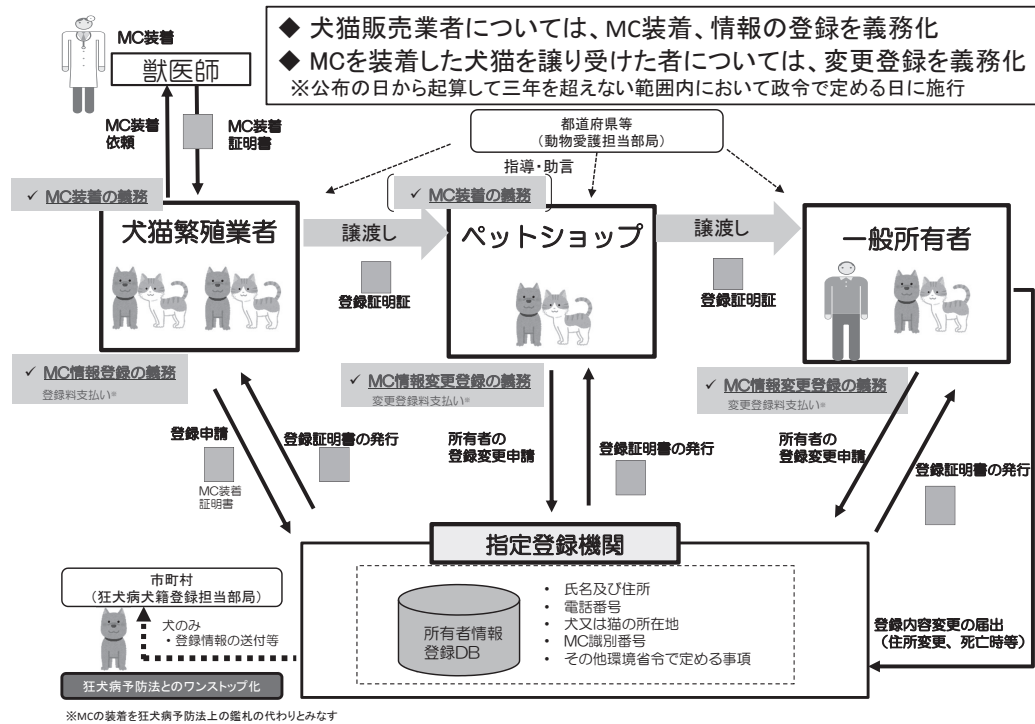
「動物ID情報データベースシステム」が整備された平成15年度には年間1,648頭、累計3,792頭だった登録数は、2度の動物愛護管理法改正を経るたびに増加し、令和2年度末では年間295,617頭、累計2,526,875頭と、累計登録数が平成15年から670倍近く増加した。また、変更や削除の届け出も、平成21年度には5,841件であったが、令和2年度では19,737件と、登録件数に比例して増加している。

令和2年の1年間の総検索回数26,007回のうち、「迷子の動物の飼育者を検索」するための検索が7,070件で、少なくとも210頭の動物がマイクロチップにより飼育者の元に返還されている。

オ マイクロチップの普及・広報対策

(ア) 公財日本動物愛護協会、公社日本動物福祉協会、公社日本愛玩動物協会及び公社日本獣医師会の4団体で構成される動物ID普及推進会議(AIPO)は、マイクロチップによる犬、猫等の個体識別の普及・啓発、行政機関・関係団体等との連携・調整、動物ID情報管理システム事業等を実施している。

資料2 犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ（販売ルート）



資料2 犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ（販売ルート）

- (イ) 日本獣医師会は、動物ID情報管理システム事業の実施主体として、動物取扱業団体、個別動物取扱業者等との役割分担及び連携の下で、マイクロチップ登録事務代行を含むマイクロチップ普及体制の構築を進めている。
- (ウ) 地方獣医師会は、マイクロチップ普及拡大への取組として、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射時の装着、一般診療時の装着、保護動物の譲渡時の装着等を推進するとともに、マイクロチップ登録事務代行にも取り組んでいる。
- (エ) 日本獣医師会が主催する動物感謝デーにおけるチラシやポスター等の作成・配布、イメージキャラクター（AIPOくん）の活用、動物愛護週間中央行事等の動物福祉・愛護イベントへの参加、ホームページの充実等、プロモーション活動の強化等に取り組んでいる。

4 令和元年6月の動物愛護管理法一部改正

令和元年6月の動物愛護管理法の改正における販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化については、改正法の公布日から3年後である令和4年6月1日に施行されることとなった。その主な内容は次のとおりである。（犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ（販売ルート）については、資料2を参照）

(1) 犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着、情報登録の義務化

犬猫等販売業者は、取得した犬猫を販売（譲渡）する日までに、または犬猫を取得した日（または生後90日）から30日を経過する日までに、マイクロチップを装着しなければならない。また、犬猫等販売業者は、マイクロチップを装着した犬猫を販売（譲渡）する日までに、またはマイクロチップを装着した日から30日を経過する日までに、登録を受けなければならない。

犬猫等販売業者以外の犬猫の所有者については、マイクロチップの装着は努力義務であるが、マイクロチップを装着し登録された動物を譲り受けた場合には、登録は義務として必ず行わなければならない。

(2) 登録情報の変更登録

マイクロチップを装着し登録を受けた犬猫を取得した犬猫等販売業者または譲り受けた犬猫等販売業者以外の者は、登録を受けた犬猫を販売（譲渡）する日までに、または取得した日から30日を経過する日までに、変更登録を受けなければならない。

(3) マイクロチップ装着証明書及び登録証明書

マイクロチップを装着した獣医師は、マイクロチップ装着証明書を発行しなければならない。犬猫の販売業者や

所有者は、マイクロチップ登録申請書にマイクロチップ装着証明書を添付しなければならない。また、登録を受けた犬猫の譲渡時は、当該犬猫に係るマイクロチップ登録証明書とともにしなければならない。

(4) 狂犬病予防法の特例

狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例として、装着されたマイクロチップは狂犬病予防法上の鑑札とみなす(ワンストップサービス化)。

(5) 指定登録機関の指定

環境大臣は、指定登録機関に登録等の業務を行わせることができる。指定登録機関が複数ある場合には、相互に連携を図る。

(6) 附則で規定する検討

国は、マイクロチップの装着を義務付ける対象及び登録を受けることを義務付ける対象の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 マイクロチップに係る獣医師会の役割

令和3年9月に取りまとめられたマイクロチップ普及推進検討委員会報告書においては、マイクロチップの普及体制の構築と並ぶ重要な事項として、①環境大臣指定登録機関としての体制整備、及び②本会、地方獣医師会及び会員構成獣医師の連携体制の構築が以下のとおり示された。

(1) 指定登録機関としての体制整備

ア 指定登録機関の要件等

環境大臣は、指定登録機関にマイクロチップ登録関係事務を行わせることができる。その指定要件について、「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令」(令和3年4月8日付け環境省令第9号)が公布され、同日付で施行された。当該省令に規定された「登録関係事務の実施の方法に関する計画」において、制度の計画段階で指定を受けようとする者は、登録関係事務について次の事項等を規定することとされた。しかしながら、内容には課題も多く、今後の運用の中で再検討が必要である。

(ア) 個人情報保護及び情報セキュリティ

個人情報保護に関する第三者認証(プライバシーマーク)を取得すること。指定登録機関システムの構築を外部に委託する場合は、受託先が情報セキュリティに関する第三者認証を取得していること。

(イ) システムの構築及び保守運用(環境省のデータベースを含む。)

システムは原則としてオンラインでの対応(電

子データによる登録申請や電子的な検索等)とするが、オフライン申請(登録申請書等の紙ベースの申請等)にも対応する必要がある。

(ウ) 手数料の収納

マイクロチップ登録手数料の収納を適切かつ確実に行うとともに、各市町村の求めに応じ狂犬病予防法上の犬の登録手数料の収納代行が担える用意を行うこと。

(エ) 情報の管理及び秘密保持

個人情報は環境省データベースに保管され、原則として指定登録機関による個人情報の保管、利活用は認めない。環境省データベースは、令和5年以降は指定登録機関が保守・運用業務等を実施し、必要な費用は指定登録機関が負担すること。

(オ) 情報の漏洩が生じた場合の措置

個人情報を適切に扱い、漏洩させないこと。万が一漏洩した場合は速やかに環境省に報告し、必要な対応を迅速にとること。

(カ) 帳簿及び書類の管理

各月における登録・変更登録及び届出の件数、逸走に関する情報検索・問合せ数の件数、手数料の収受の状況等を記載すること。

(キ) 標準的な作業時間及び手順

全国すべての所有者からの登録申請に速やかに登録等できる体制(原則365日、24時間)を構築すること。

イ その他政令及び省令で定める事項

(ア) 動物愛護及び管理に関する法律施行令(政令)

登録申請者が指定登録機関に納める登録手数料、変更登録手数料及び登録証明書の再交付手数料は、実費を勘案して政令で規定される。指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とされ、指定登録機関はこれらを財源として登録関係事務を実施する。

(イ) 動物愛護及び管理に関する法律施行規則(省令)

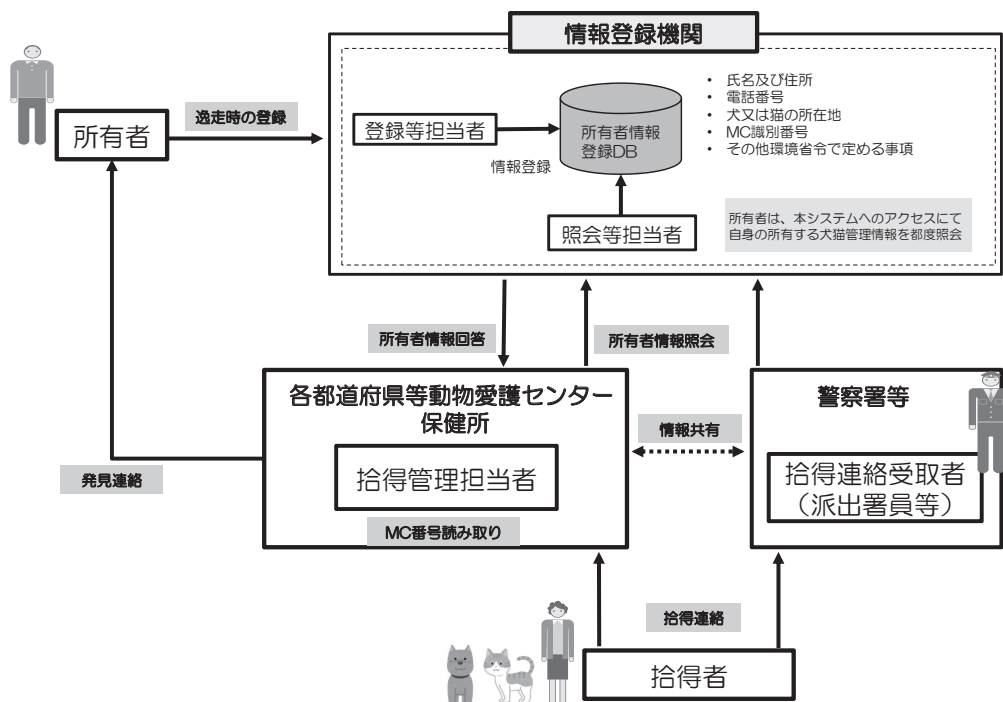
省令においては主に次の事項が規定される予定である。

- a マイクロチップ本体の基準
- b 登録、変更登録時の申請方法、登録内容等
- c 装着証明書、登録証明書に記載する事項及びその様式
- d 登録した日からの情報保存を行う期間
- e 狂犬病予防法特例措置の申請方法、指定登録機関から自治体への通知内容

ウ 日本獣医師会としての情報の登録、管理、提供機能の強化

本会は、アの指定登録機関としての要件を満たすよう、これまで次のような準備を進めてきた。

資料3 情報登録機関の取得犬猫の返還概念図



資料3 情報登録機関の取得犬猫の返還概念図

(ア) 登録申請，登録管理，登録証明書の交付，情報検索等の迅速な事務処理のための電子化対応

令和2年度の登録頭数296千頭のうち，ペットショップ等の経路による163千頭（55％）の登録は電子化対応が進んでいるが，主に動物病院等の経路による133千頭（45％）の登録は申請書による紙ベースの対応となっており，電子化対応体制に早急に転換する必要がある。

(イ) 個人情報漏洩防止対策，首都直下型地震等災害への備え等，データベースの安全管理強化

本会は，平成17年に「公益社団法人日本獣医師会個人情報保護方針」を定め，「個人情報の保護に関する法律」，国が定める指針その他の規範を遵守するとともに，日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」(JIS Q 15001)に準拠し，個人情報の保護を図っている。また，個人情報保護に関する第三者認証として，一般財団法人日本情報経済社会推進協会の審査を受け，平成30年8月にプライバシーマーク(PMS)の付与の認定を受けている。更に，首都直下型地震等の災害への備えの一環として，登録情報のデータベースを東京都及び大阪府の2カ所に設置し，登録情報の保全を図っている。

(ウ) 犬猫等所有者，動物取扱業者，動物愛護団体，

地方公共団体等からの照会・相談等への対応

a マイクロチップ登録情報に基づく逸走・取得犬猫の返還概念図(資料3)に示した。逸走等犬猫の所有者への返還については，次のような流れが想定されている。

- (a) 逸走等犬猫の拾得者から動物愛護センター，保健所，警察署等への拾得連絡
- (b) 動物愛護センター，保健所等におけるマイクロチップ番号の読取り
- (c) 動物愛護センター等から指定登録機関の所有者情報登録データベースへの照会
- (d) 指定登録機関の所有者情報登録データベースからの回答
- (e) 動物愛護センター等から犬猫等所有者への発見等の連絡

このような指定登録機関の所有者情報登録データベースの運用状況については，アの(カ)の「帳簿及び書類の管理」に記載したように，毎月，登録・変更登録，死亡及び登録証明書の再交付の届出の件数，逸走に関する情報検索・問合せ数の件数，手数料の取受の状況等の記載が義務付けられている。本会は，登録情報に関する統計処理機能については，既に確立している。

b マイクロチップ装着の義務化に当たり，利用者

への普及啓発、マイクロチップリーダーの配備等の必要な環境整備が求められている。

利用者への普及啓発については、AIPO 構成団体、動物取扱業団体、地方獣医師会、行政機関等と連携・協力の下で普及活動を行うほか、動物感謝デー等のイベントにおいて積極的に広報活動を行っている。また、マイクロチップ受付窓口への電話問合せにも対応しているが、令和元年5月までは毎月1千件台の問合せであったものが、動物愛護管理法が改正された令和元年6月以降は毎月2千件台に増加し、マイクロチップに対する国民の関心が高まったことがうかがえる。現在は、毎月2千件台、年間28,000件の問合せに対応し、利用者等への普及啓発に努めている。また、平成22年度からは、日本全薬工業(株)及びベーリンガーインゲルハイム アニマルヘルスジャパン(株)からのセーブペットプロジェクト寄付金等を活用し、令和2年度までに都道府県、地方獣医師会等に1,064台のマイクロチップリーダーの贈呈を行っている(資料4)。

エ 本会の登録事業の取扱い、他の登録機関との連携体制の構築等についての検討

現在、本会が実施している動物ID情報管理システム事業に登録済みのデータについて、当該登録を行っている犬猫等所有者に対し、動物愛護管理法に基づく新たな登録制度による環境省データベースへの移行について調整する必要がある。また、現行の他の登録機関が保有する最終飼育者情報の本会が運用する環境省データベースへの一元化に向けた当該機関との調整が必要となる。

(2) 本会、地方獣医師会及び会員構成獣医師の連携体制の構築

ア マイクロチップ装着・登録制度の推進

マイクロチップに関する一連の事業は、獣医師によるマイクロチップの装着と装着証明書の交付から始まり、新規登録、犬猫の販売に伴う変更登録と続く。本会は、指定登録機関として動物取扱業者・団体、マイクロチップ供給業者等の協力の下、獣医師及び地方獣医師会と緊密に連携して制度を担っていくことになる。このため、動物繁殖業者、犬猫等所有者等からの登録申請の電子申請代行の受託を含め、情報の安全管理を確保しつつ、獣医師、地方獣医師会及び本会における三者間並びに動物取扱業者・団体、マイクロチップ供給業者等による一貫した連携システムを構築する必要がある。

イ 狂犬病予防事業との一体的運用

指定登録機関は、登録された犬の所在地を管轄す

資料4 マイクロチップ及びリーダー寄贈・配布状況
令和3年3月31日現在
公益社団法人 日本獣医師会

〈マイクロチップ配布状況〉			
年 度	配布数(本)	配布先	
平成26年度	2,830	地方獣医師会	
平成28年度	6,845	地方獣医師会	
平成29年度	3,350	地方獣医師会	
平成30年度	2,835	地方獣医師会	
令和元年度	3,300	地方獣医師会	
令和2年度	3,300	地方獣医師会	
合 計	22,460	地方獣医師会	

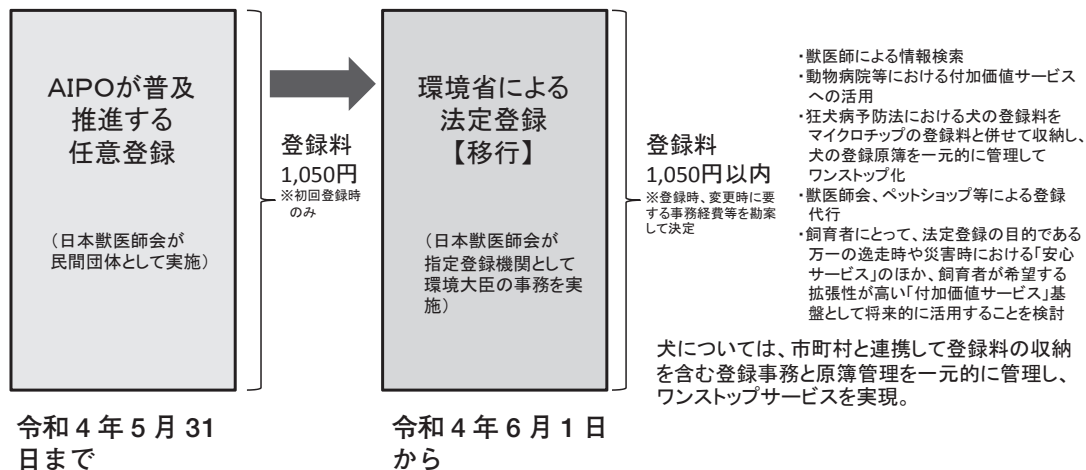
〈マイクロチップリーダー配布状況〉			
年 度	寄贈数(台)	寄贈リーダーのタイプ	寄贈・配布先
平成22年度	80	ハンディタイプ	22県16市 (複数台寄贈あり)
	110	ハンディタイプ	地方獣医師会
平成23年度	14	スティックタイプ	4県6市 3地方環境事務所 (複数台寄贈あり)
		スティックタイプ	6県8市 1地方環境事務所 (複数台寄贈あり)
平成24年度	16	スティックタイプ	13県17市 (複数台寄贈あり)
平成25年度	36	ハンディタイプ	6県12市 (複数台寄贈あり)
		ハンディタイプ	地方獣医師会
平成26年度	20	ハンディタイプ	5県3市 (複数台寄贈あり)
		ゲートタイプ	28県
平成27年度	50	ハンディタイプ	9県6市 (複数台寄贈あり)
		ハンディタイプ	地方獣医師会
平成28年度	430	ハンディタイプ	1道25県24市
		ハンディタイプ	1道23県21市 (複数台寄贈あり)
平成29年度	50	ハンディタイプ	1道21県28市
平成30年度	50	ハンディタイプ	1道21県28市
令和元年度	50	ハンディタイプ	1道21県28市
令和2年度	50	ハンディタイプ	1道21県28市
合 計		ハンディタイプ	1,006台
		スティックタイプ	30台
		ゲートタイプ	28台
		(合 計)	1,064台

る市町村長から求められたときは、当該市町村長に登録事項を通知しなければならない。この場合、犬の所有者は、狂犬病予防法に基づく犬の登録申請を行ったとみなすこと、装着されたマイクロチップは同法の鑑札とみなすこととされた。両法に基づく登

令和4年6月以降のマイクロチップ登録イメージ（※当初の構想）

国内のマイクロチップ登録を一元化し、犬の登録については狂犬病予防法に基づく犬の登録と連携して一元管理することにより、自治体事務の効率化と飼育者の登録のワンストップ化を実現。

令和4年5月31日以前に民間のマイクロチップ登録機関に登録されている情報は、各機関が一括して法定登録データベースに情報を移管し、情報を整理しつつ運用精度を向上させる。
登録率向上に向け、飼育者の利便性を高める付加価値サービス提供基盤として整備し、官民一体となって制度の効果的な運用を図る。
参考：自由民主党どうぶつ愛護議員連盟マイクロチップ・プロジェクトチームにおける「マイクロチップ装着・情報登録制度の骨子について」においては「任意で登録情報を追加するサービスの提供についても検討。（任意情報：狂犬病予防接種その他のワクチン接種状況、ペット保険情報等。）」とされている。



資料6 マイクロチップの課題 当初の構想

6 マイクロチップ法定登録制度の課題

このたびの法改正では、法令によるマイクロチップ装着・登録の義務化に加え、狂犬病予防法の特例措置が規定された。長年にわたり本会が要請してきた事項が法律の条文に明示されたもので、大きな成果である。

特に狂犬病予防法の特例措置の規定については、環境省が所管する動物愛護管理法と厚生労働省が所管する狂犬病予防法の双方で規定している犬の登録について、省の垣根を越えた一元的な運用への道筋がつけられたものであり、将来的なマイクロチップ登録事業と狂犬病予防法の一体的運用への大きな一歩といえる。本会は、先に示した委員会報告の趣旨に基づき、地方獣医師会及び会員構成獣医師の皆さまとの十分な連携の下、この制度の普及に努めたいと考えている。

しかしながら、法に基づく登録事務の適正かつ円滑な運用を実現するためには、解決しなければならない課題もある。

法改正に向けた検討が行われた当初は、(資料6)に示すように、本会が長年にわたり運用経験があるAIPOの登録データベースを基に法定登録の仕組みに発展的に移行し、狂犬病予防事業との一体的な運用を図りながら飼育者の利便を高め、さらなるサービス向上に努めることが意図されていた。平成30年の自由民主党どうぶつ愛護議員連盟マイクロチップ・プロジェクトチームにおける「マイクロチップ装着・情報登録制度の骨子につい

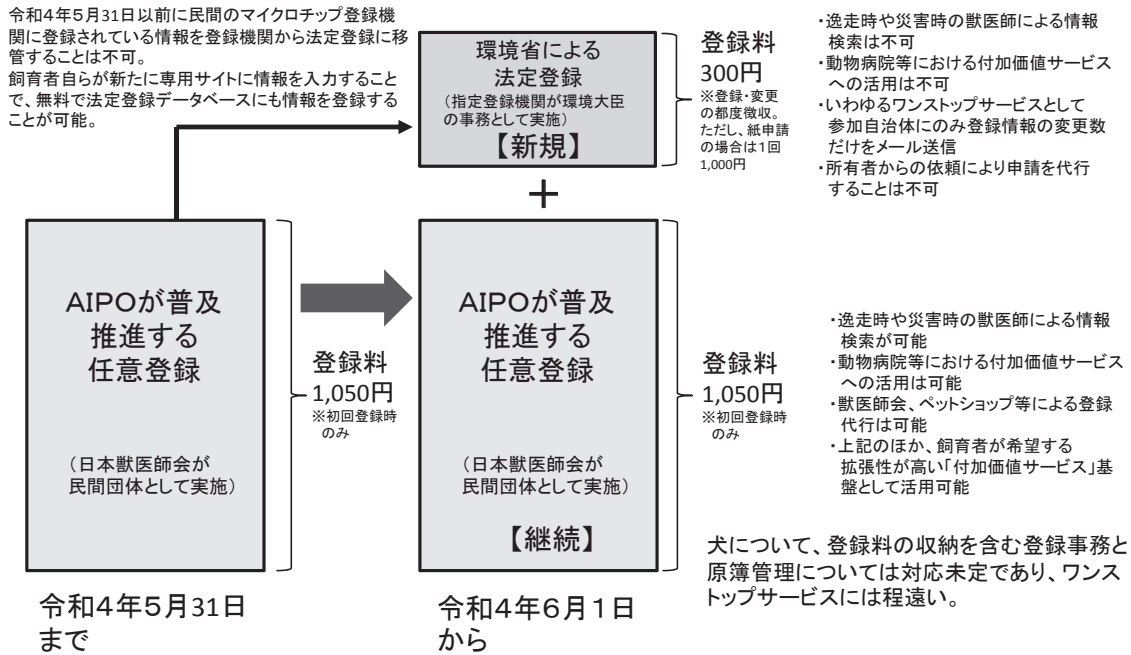
て」にも「任意で登録情報を追加するサービスの提供についても検討。（任意情報：狂犬病予防接種その他のワクチン接種状況、ペット保険情報等。）」とされていた。

ところが改正動物愛護管理法が公布され、法施行に向けた具体的内容が環境省から示される中で、法定登録の運用に向けた仕組みは本会が描いた当初のイメージとは大きくかけ離れたものとなった。従来、民間のデータベースに登録していた飼育者は、自ら改めて登録しなければ環境省の法定登録データベースに情報が登録されることはなく、その法定登録データベースでは、獣医師による保護動物の検索ができないばかりか、各地の獣医師会、獣医師、さらにはペットショップ等の動物取扱業者を含めた関係者の長年にわたるマイクロチップ普及の礎となっている。所有者に代わって登録等を行う代行申請も認められていない。飼育者の利便性向上のための付加価値サービスについても同様に認められていない。

また、狂犬病予防法の特例措置としてのワンストップサービスについても、指定登録機関個別Webシステムに当初構築が求められていた狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料の収納システムの搭載が見送られたほか、マイクロチップの登録情報についても自動的に市町村等と共有する仕組みは実現せず、ワンストップサービスに参加した市町村等からの求めに応じて本会からマイクロチップの情報の登録や変更の件数だけを電子メールでお知らせするというワンストップとは程遠い簡素なものとなった。

令和4年6月以降のマイクロチップ登録イメージ（※現状）

従来の民間団体としての任意登録と、新たに義務化される法定登録を別に運用。



資料7 マイクロチップの課題 現状

このままでは飼育者の利便を損ないかねないことから、本会では法定登録データベースの運用とは別に、逸走時や緊急災害時における獣医師を中心とする幅広いサポートにより動物と飼育者に安心を提供する、本来の意味でのマイクロチップの役割を維持したうえで、現在のAIPOデータベースの持つ仕組みはそのままだに、さらに将来的な利便性向上も視野に入れたペット飼育応援ツールとしてAIPOデータベースを継続運用することとしている（資料7）。

7 マイクロチップ登録制度の発展に向けた要請活動

前述のとおりさまざまな課題がある改正動物愛護管理法に基づくマイクロチップ法定登録制度について、本会では日本獣医師連盟と連携し、関係国会議員等に要請活動を行っている。内容は以下の7項目である。

1 環境省が構築する法定登録共通データベースの飼育者情報について、逸走動物の保護時や災害の発生時に獣医師による登録情報の検索を可能とし、迅速な所有者への返還等を実現すること。

保護された動物が負傷していて緊急に治療が必要な場面など、飼育者とのスムーズな連絡を必要とする場面は多い。災害の発生時など、非常時に行政機関の対応が混乱している際にも獣医師のサポートが大きな役割を果た

すことが期待されている。このためには、獣医師による情報検索の実現が必要である。

2 獣医師及び動物取扱業者による新規・変更登録の申請代行について、総務省令に基づき行政書士法の適用除外とし、円滑な登録事務が図られるようにすること。

飼育者への登録支援による確実な情報の登録など、従来獣医師や動物取扱業者が行っていた申請代行が果たしてきた役割は大きい。法定登録の仕組みにおいては代行申請が認められていないが、行政書士法施行規則の改正等、何らかの対応により、これまでの飼育者向けサービスが継続できるようにする必要がある。

3 犬に関するマイクロチップ法定登録情報データについて、狂犬病予防法に基づき市町村等が運用する犬の登録データと一体的に運用し、登録原簿の代替としての活用、登録手数料の代行収納、市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括委託等が可能となるよう、運用方法の改善について環境省、厚生労働省及び総務省が連携して体制の整備を図ること。

犬の登録に関するデータの一元的な活用や、地方獣医師会による狂犬病予防事業の一括受託、マイクロチップ登録システムにおける狂犬病予防法に基づく犬の登録料収納の実現等、都道府県と連携した狂犬病予防事業の円滑な実施のため、行政機関、獣医師会及び飼育者のそれぞれにとって手続きが簡略化されて利便性が高まるワンストップサービスの実現が必要である。

4 環境省令で定めるマイクロチップの基準について、同一番号の重複を避けるとともに、国内で安全性が承認されたものであることを担保するため、ISO規格に準拠することに加え、薬機法第23条の2の5第1項の規定に基づく製造販売承認を受けたものとする。

海外から個人輸入されたマイクロチップは、ISO規格を満たしていてもそこに付与されている番号は任意であり、すでに国内で販売されているマイクロチップの番号と重複する可能性がある。一方、国内で正規流通しているマイクロチップは、ISO規格動物用電子タグ協議会により薬機法に基づく承認を受けたものであることが担保されていることから、法定登録を進めるうえでは、薬機法に基づく製造販売承認を受けたマイクロチップを装着することとする必要がある。

5 海外から輸入された動物のマイクロチップの装着証明にあたり、獣医師が発行する装着証明書と同等のものとして動物検疫所の家畜防疫官が発行する輸入検疫証明書を活用できるようにすること。

動物検疫所の家畜防疫官は獣医師の資格を持たない場合もあるが、獣医師とともに輸入検疫業務を担当する国家公務員である。輸入動物のマイクロチップの装着証明においては、従来AIPOで行っている対応同様、家畜防疫官が発行する輸入検疫証明書をマイクロチップの装着を証明する書類として活用できるようにすべきである。

6 新規・変更登録の手数料は300円と規定され、本会が運用している登録事業の現行手数料1,050円より低額であるため、運用の実態に鑑み必要な場合には速やかに改正すること。

環境省が定める高度な要件に基づくシステム開発や

コールセンター設置対応等を行うには、現在政令で定められている手数料ではとても賄いきれない可能性がある。将来的な安定運営の確保のため、状況に応じた手数料の見直しが必要である。

7 次期の動物愛護管理法の改正においては、販売用の犬・猫以外の全ての犬・猫等について、マイクロチップの装着・登録を義務化すること。

現在は販売の用に供される犬猫に限定されているマイクロチップ装着・登録の義務化について、将来は全頭登録を実現し、さまざまなサービス基盤としてマイクロチップ制度を発展させる必要がある。

8 おわりに

本会では、今年6月1日に迫った改正動物愛護管理法の施行に向けた準備が進められている。一方で、施行まで残すところ2カ月となったこの時期に至ってなお、国として方針が定まらず運用の詳細が決まっていない部分が多い。今回の仕組みは本会のみならず地方獣医師会、構成する会員獣医師にとってメリットを享受できないものであり、本来ならば国が管理すべきものを、本会が下請けしたようなものであるが、最終の目的は飼育者にとって有意義なものになれば良いと考える。しかしこのシステムの維持運営には相当の維持費がかかり本会の財政に大きな負担となることが推測される。地方獣医師会及び会員構成獣医師の皆さまには、事前に説明会を開催する機会を窺ってきたが、国からの明確な方針が示されないため開催できずに来た。新たな制度の誕生には、国としても多少の混乱はやむを得ない面もあるが、その中でわれわれは飼育者に寄り添う獣医師が組織する団体として、課題を明確にかつ情報を共有した上で、解決に向けた要請活動を引き続き行いたい。

動物愛護管理法は5年ごとに見直されることとされている。次回法改正の際には、飼育者にとって利便性が高く、地方獣医師会や構成する会員獣医師、基礎自治体が活用しやすい仕組みとしてマイクロチップの制度が発展するよう活動を進めたい。

本会が長年にわたり取り組んできたマイクロチップ装着・登録の大きな転換点となる今年、制度の円滑な運用のため今後とも情報提供に努めていく所存であるので、会員構成獣医師の皆さまにはどうかご理解とご協力を頂こうお願いしたい。